

ニュースレター

のぞみの園は、独立行政法人に移行してから九回目のお正月を迎えました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年は、東日本大震災の発生という未曾有の事態に襲われ、国をあげて被災地の復旧と被災した人々の支援に全力を投入する日々が続きました。のぞみの園としても、国立施設の責務を全うすべく、被災した施設への支援員の派遣、福島第一原発の近隣に所在するため集団避難を余儀なくされた施設の一括受け入れなどに積極的に取り組みました。

早くも大震災から十カ月が経過しようとしていますが、復興への道のりは始まったばかりです。のぞみの



迎春

のぞみの園のミッションについて

園としても引き続き支援業務にできる限りの努力を傾注してまいります。

さて、これまで独立行政法人改革の議論がなされるたびに、のぞみの園が独立行政法人たる所以について問われてきました。

のぞみの園の設立根拠となる法律によれば、のぞみの園の目的および業務は、重度の知的障害のある人たちを主たる対象に、自立のための先導

立「コニー」に受け入れた重い障害のある人たちについて、今後も安心して快適な生活を保障することです。

第二に、独立行政法人として担うこととなった新たなミッションです。現下の障害者福祉政策の動向に即して、関係施策の推進や全国の関係施設における支援の水準の向上などに寄与するために、先述の①から③の事業を効果的に実施することです。

理事長 遠藤 浩

これらの二つのミッションを切り離すことはできないかというご意見をいただくこともありますが、これらは相互に密接な関係を有しています。

例えば、旧法人から引き継いだ入所利用者の地域移行の促進、あるいは、着実に進む高齢化や機能低下によるさまざまなニーズへの的確な対応については、のぞみの園だけでなく全国の知的障害関係施設の多くが直面している切実

な課題です。このような課題の解決に寄与するため、のぞみの園は、旧法人から引き継いだ入所利用者へのサービス提供にとどまらず、総合施設をフィールドとして調査研究を進め、その成果を全国に提供するとともに、関係施設の職員を対象とした養成研修にも取り組んでいます。二つのミッションを表裏一体として遂行しているのです。

他方、最近顕在化してきた政策課題として、例えば、刑務所や少年院などの矯正施設を退所（退院）した知的障害者等を対象とする地域定着支援があります。のぞみの園は、平成二十年度から、総合施設において年間数人を受け入れて、地域移行・地域定着を目指した支援をモデル的に実践するとともに、地域移行・地域定着の支援プログラムの開発、受け入れた施設で中心的役割を担う職員の養成研修プログラムの開発などに関する調査研究を進め、その成果を普及するために全国の関係施設の職員等が参加する研修会を昨年十二



行動援護スーパーバイザー研修

平成24年1月に開催！

行動援護従業者養成研修中央セミナー（以下「中央セミナー」）は、当法人主催で平成十八年度より開催してまいりました。中央セミナーでは「行動援護サービスの普及と水準の確保」を主な目的とし、中央セミナー修了者が都道府県行動援護従業者養成研修の講師・インストラクターを担うことができるよう、障害特性の理解を始め、アセスメント方法や演習の進め方、研修テキストの使い方などを講義・演習を通じてお伝えしてきました。平成二十二年度までの五年間に千人を超える方に修了証を交付しております。中央セミナーの開催により、全国各地で都道府県行動援護従業者養成研修が開催されるようになったほか、行動

行動援護従業者養成研修中央セミナーは平成22年度で終了

月に三日間にわたり開催するなど法人をあげて取り組んでいます。また、現在立法化が鋭意検討されている「障害者総合福祉法（仮称）」において新た

に導入される福祉サービスの普及のための事業、発達障害のある人たちの自立支援など第二のミッションとして取り組むべき新たな課題は多々考えられます。

今後は、第一のミッションを忠実に遂行しつつも、新たな課題に意欲的に取り組むことにより名実ともに第二のミッションに軸足をシフトさせ、障害者福祉政策の推進に

中央セミナーの開催とともに、行動援護に係る調査研究を行ってきた中で、次のような実態あることが分かりました。

- ・行動援護の利用者は、約半数が十八歳未満の児童である
- ・行動援護の利用目的は、家族のレスパイト、放課後対

次なる研修の必要性

援護の基本を押さえつつ、プラスアルファで現任者向けの研修や現場実習を実施する地域もみられるようになりました。このように行動援護の普及啓発に一定の成果を上げた中央セミナーは平成二十二年度をもって修了させていただきました。

策としての利用が多い

- ・重度であるが故にサービスを気軽に使えない
- ・強迫性障害や不安障害といった精神科症状が表面化している人の利用が増えてきている

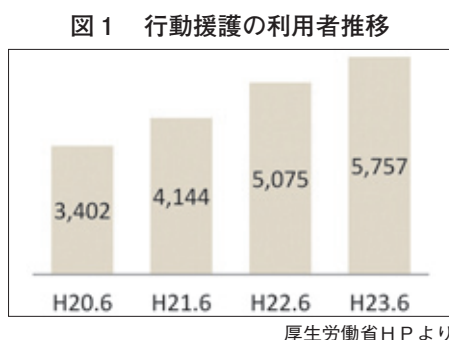
行動障害等が重い方への支援として創設された行動援護も、時間と共にその使われ方

ことになりました。中央セミナーの必要性を感じ、今年度こそは受講しようと思っておられた都道府県の関係者や事業所の皆さまには申し訳ないこととお詫びいたします。また、これまで中央セミナーを各地で開催した際に、都道府県の関係者の皆さまや地元の仕事所の皆さまにご協力をいただきましたことを、この場を借りてお礼を申し上げます。

や対象者像が少しずつ変化してきています。

行動援護を利用している障害児者は、平成二十三年六月に五千七百五十七人となりました。この三年間で約一・七倍伸びています（図1）。行動援護事業所も全国に千九百カ所を超え、事業所の役割・運営にも変化が生じている今、もう一度行動援護サービスのあり方について考えることの必要性がでてきたといえます。

このことから、従来の中央



いっそう寄与していくことができるかどうか法人の将来がかかっています。そのために職員一人一人の専門性の向上に努めています。が、全国の関係機関・関係者

の皆様との連携協力も不可欠であります。縷々述べてきたのぞみの園のミッションの遂行のために、本年もご理解ご協力を賜りますようにより多くお願い申し上げます。

セミナーに変わって事業所に
おいてサービス提供の責任を
担っていただける方の研修が求
められております。

新たな研修「行動援護スーパ バイザー研修」の内容とその目的

右記のことから、新たに「行
動援護スーパバイザー研
修」を実施することとしまし

た。今年度は、「行動障害が
ある人の在宅生活を支える」
をテーマに開催します。その

研修プログラムをご紹介します。
す。

研修は、三日間の日程で行
い、その内容については、大
きく分ければ「講義・演習、
事例等報告、意見交換」の三
つになります。

□講義・演習

行動援護事業所のサービス
提供責任者に求められる次の

①から④の知識とノウハウ
を、事例を検討しながら学び
ます。

①生活スタイルのアセスメン
トと個別支援計画

②ライフステージの変化と障
害のある人ならびにその家
族のニーズの変化

③ヘルパー事業所の業務と地
域におけるネットワークの
構築について

④チームで障害特性を理解す
る

□事例等報告

行動援護の提供事例や行動
障害がある人の在宅生活の実
際について、サービス提供責
任者やご家族の方に報告して
いただきます。

□意見交換

事業所で抱えている悩み
や、取り組みの実際、今後の
事業運営に必要な情報を、参
加者、講師、スタッフなど研
修に参加している人全員で話
し合います。

スーパバイザー研修の内
容は、昨年度から実施してき
た事業所調査等の中で、高機
能広汎性発達障害の方への支
援に困っている事業所や、行
動障害が重くその方をひとつ
の事業所で支えることに限界
を感じている事業所、さらに

は思春期になり状態が安定し
ない方への支援に困惑する事
業所などの存在が確認された
こと。そして、行動援護サー
ビスが終結に至る理由とし
て、入所施設への移行、入院、
死亡といったケースがあるこ
と。またその一方で、事業所
同士が連携し地域で重度の行
動障害がある方を支えている
事例や、不登校になった児童
を再登校へ導いた事例など、
行動障害がある人の在宅生活
を支える上で行動援護サービ
スが担う役割の大きさを感じ
る実態があったこと等を踏ま
え、行動援護事業所が事業を
展開するにあたっておさえて
おくべきポイントを、参加者
みんなで考えながら確認し合
える場となるような研修をイ
メージし構成しております。

行動障害があっても在宅生
活を送ることのできる地域、
そんな地域を事業所の皆さま
と共に少しずつ広めていけれ
ばと考えております。

(研究部研究課研究係

村岡 美幸)

※なお、今年度の「スーパ
バイザー研修」の申込は終
了しました。次年度も開催
する予定です。

PROGRAM

1月16日 (月)	10:00	受付
	10:15	開会
	10:30	行動援護のエッセンスと制度改革 (講義)
	11:30	事業所紹介 (グループワーク)
	12:00	休憩
	13:00	モデル事例で学ぶ在宅生活支援 (報告)
	13:30	生活スタイルのアセスメントと個別支援計画 (講義・演習)
	16:00	ご家族からの報告
	16:45	事例報告
1月17日 (火)	18:00	懇親会
	9:00	行動障害の理解と予防的対応の基礎 (講義)
	10:30	ライフステージの変化と障害のある人ならびにその家族の ニーズの変化 (講義・演習)
	12:00	休憩
	13:00	ライフステージの変化と障害のある人ならびにその家族の ニーズの変化 (講義・演習)
	14:00	ヘルパー事業所の業務と地域におけるネットワークの 構築について (講義・演習)
	16:30	全体意見交換会
1月18日 (水)	16:50	事例報告
	9:00	チームで障害特性を理解する (講義・演習)
	11:30	休憩
	12:30	事例報告
	13:20	事業所運営 Q&A
	14:20	全体のまとめ・閉会

※プログラムは都合により変更する場合があります。

行動援護サービスの利用者の実態について

行動援護事業所調査の結果より

行動援護サービスを利用している人は、どのような人なのでしょう。制度上は、行動障害が重度で、常時介護を要する者と謳われていますが、その実態を検証した調査はほとんど行われていませんでした。そこで、七月九日から約一カ月かけて、行動援護を実施している事業所四百二十八カ所（往復葉書調査で調査協力を表明した事業

所）へアンケート調査を実施し、その後、電話調査とヒアリング調査を実施しました。調査の結果、行動援護サービスの利用している人は、三つのタイプに分類することができました（表1）。

タイプ	特徴
タイプⅠ	本人の行動障害が重く見守りが必要で、家族支援が強い。
タイプⅡ	本人の行動障害が重く見守りを必要とし、家族支援が弱い。
タイプⅢ	本人の行動障害はあるものの常時の見守りは不要。ADL面は自立しているが家族支援が弱い。

タイプⅠの場合、居宅事業所に子どもを委ねることの抵抗や心配があるものの、長年関わりのある人や信頼できる事業所なら本人を委ねることができるといった特徴がみられました。

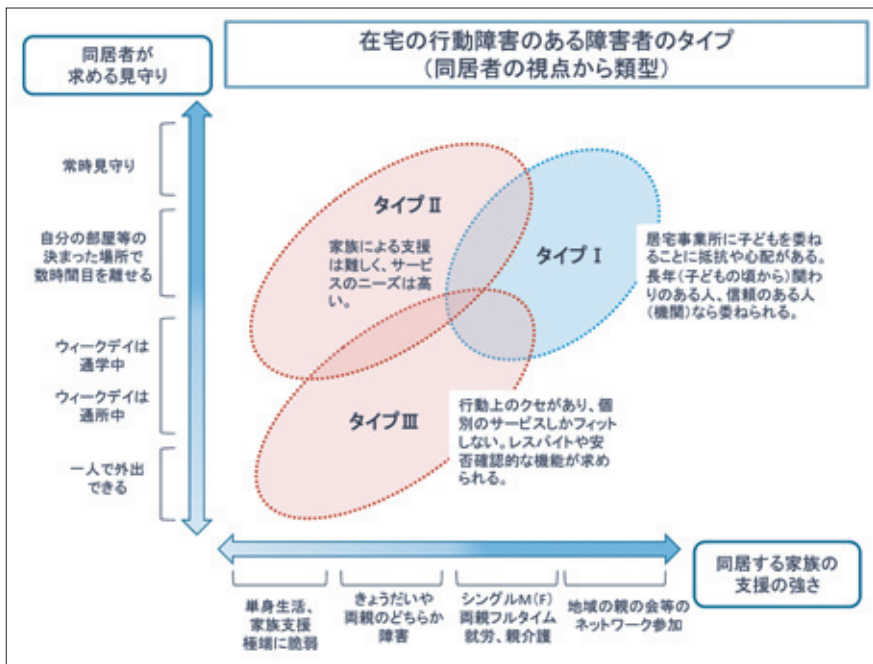
タイプⅡは、きょうだい等に知的障害者がいる、親が身体的な障害を持っている、経済的な問題を抱えている、シングル世帯であるなど、家族だけでは本人を支えることが難しく、福祉サービスのニーズが高い傾向にあることが分かりました。

最後に、タイプⅢは、本人の行動障害の重さから行動援

護サービスを利用するのではなく、レスパイトや安否確認を目的とし利用していることが分かりました。

タイプⅠからⅢを図に示す

図 在宅の行動障害のある障害者のタイプ



と、左記の図になります。縦軸が本人の行動障害の重さを示す「同居者が求める見守り」、横軸が「同居する家族の支援の強さ」を示しています。

す。

このように、行動援護サービスは、本人が重度な行動障害を持つ場合の個別的な支援はもたらんこと、常時の見守りが不要な方についても、家族支援の代替として、地域生活を支える役割を担っていることが確認できました。

行動援護サービスの創設時、対象は、知的障害者に限定されていましたが、その後、精神障害者を含める形で対象が拡大され、平成二十三年七月の行動援護利用者数は六千人を超えるなど、今なお広がりをみせています。今後さまざまな実態を捉えながら、行動援護のサービスの在り方について関係者の皆さんと一緒に考えていきたいと思います。



お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。行動援護事業所の皆さまに、この場を借りてお礼を申し上げます。

(研究部研究課研究係
相馬 大祐・村岡 美幸)

知的障害者の高齢化に向けた対策が必要な時代に

一 入所施設で進む知的障害者の高齢化

介護保険制度が開始されるちょうどその頃（平成十二年一月～六月）、旧厚生省において「知的障害者の高齢化対応検討会」が七回開催されています。その報告書は、ホームページに掲載されており、今でも読むことができます（http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0008/s08071_9.html）。

当時、入所更生施設の利用者のうち、四人に一人が五十歳以上の年齢に達しており、六十歳以上の人も八・八割いました。高齢の知的障害者にマッチした健康管理や医療、介護、さらにはどのような地域生活支援が必要になるかといった、それ以前の知的障害者の支援とは異なる新しい課題が提案されています。

それから、ちょうど十年が経ちました。入所施設における知的障害者の高齢化はさらに進んでいます。平成二十年十月一日時点の「社会福祉施設等調査報告書」において、

二 入所施設における高齢化に対する支援

入所施設における知的障害者の高齢化の課題は、大きく三つに分けられます。

①生活習慣病の予防と健康管理

高齢になっても比較的健康

で元気な知的障害者はたくさんいます。以前と変わることなく作業を毎日こなし、身体を動かす行事にも必ず参加し、食欲も旺盛な人です。しかし、どんなに元気であっても、目や耳の機能の低下、唾量の減少による口腔ケアの問題、三大生活習慣病と呼ばれる「がん」「脳卒中」「心臓病」等の予防には気を配る必要があります。障害の特性や服薬の状況に加え、年齢にも配慮した詳細な健康診断の受診と、日常生活の変化に関する丁寧な記録が求められます（高齢になって初めて、てんかん発作が起きる事例も少なくありません）。

同時に、皮膚の乾燥や手足の血行不良、関節の痛みに対して日常的なケアを行う必要もあります。これまで無かった排泄の失敗、転倒によるけがのリスクに注意した支援も必要になります。このような段階では、一人一人の楽しみや生きがいを重視し、生活のあり方全体を少しずつ、無理のないプログラムに変更していく必要があります（後述の「ぞみの園における高齢知的障害者への取り組み（実践報告）」参照）。

また、認知機能の急激な低下が、比較的早い段階から起こりうることも知られています。認知症は、ダウン症の場合四十歳代から、その他の知的障害者も五十歳代から罹患する場合は決して珍しくはありません。「部屋が分からなくなってしまう」「自分の持ち物を他の利用者に盗られたと訴える」「すでに存在しない生家に戻りたいと泣き出す」といった症状は、知的障害者の場合も見られるのです（後述の「認知症と知的障

害者について」を参照）。明確なエビデンスはありませんが、知的障害者の場合「認知症に罹患してからの進行は速い」との印象を口にする医師が何人もいます。

さらに、内分泌栄養および代謝疾患、循環器系疾患、呼吸器系疾患、消化器系疾患、血液および造血器の疾患等、高齢の知的障害者はさまざまな疾患を併せ持つことが多くなります。専門の医療機関への定期的な通院と連携や複数の服薬の管理が重要になります。

③ 介護と医療的な支え

さらに心身の機能低下が顕著になってくると、より個別的な医療・介護の支援が重要になってきます。代表的な対応をいくつかリストアップします。

- 摂食・嚥下障害・摂食時の姿勢や食品選び、嚥下訓練、口腔ケアによる誤嚥性肺炎の予防
- 栄養と水分補給・体重変化と食事・栄養のバランス、体力・集中力に見合った食事時間、脱水症状の予防、経管栄養や胃薬
- 排泄の調整・排泄の回数の調整、オムツ等の使用、水

分撰取と便秘予防

・廃用症候群・無理のない身体
の運動、適切なシーティング、
専門的なりハビリティセッション

・入院とターミナルケア・終
末期の医療・看護・介護の
ケアを実施する医療機関と
の連携

これ以外にも、移動方法や
入浴介護など、身体機能の低
下に合わせて支援方法の大き
な見直しが必要になります。

のぞみの園においても、利
用者の平均年齢が六十歳に近
づいており、高齢化がすすん
でいます。今年度、外部の有
識者を招聘し「高齢知的障害
者支援の在り方検討委員会」
を開催し、入所施設における
高齢知的障害者のニーズに対
応した支援方法について、幅
広い議論を行っています（後
述の「『高齢知的障害者支援
の在り方検討委員会』経過報
告」参照）。

三 入所施設以外の高齢知的 障害者の実態は不明

少し前の調査になります
が「平成十七年度知的障害児
（者）基礎調査結果」では、
六十歳以上の知的障害者が
二万五千人いると推計されて

います。前記のとおり入所施
設で生活している六十歳以上
の人は約一万八千人です。残
りは七千人。「平成二十一年
度全国知的障害者施設・事業
実態調査報告」で通所更生・
授産、就労継続、生活介護（通
所）利用者で、六十歳以上の
人は約五千五百人と推測され
ます（調査の実数は三千六百
人だが回収率から全施設の人
数を推計）。この統計数から
は、高齢知的障害者の大部分
が何らかの障害福祉サービス
を受けていることになりま
す。

一方、特別養護老人ホーム
や介護老人保健施設等の介護
保険施設に入所している知的
障害者もかなりいるはずで
す。介護保険施設における知
的障害者の入所実態について
は、最近大規模な調査は行わ
れていません。介護保険制度
がスタートする前の平成十一
年に、特別養護老人ホームに
入所している知的障害者につ
いて調査が行われています。
その結果は、約七〇割の特別
養護老人ホームには知的障害
者があり、総利用者数の二・
三割の割合でした。当時と比
較すると、特別養護老人ホー
ムの実態も変わっており、こ

の割合がそのまま現在に当て
はまるとは思えません。しか
し、介護保険施設の利用者は
八十三万人を超えており、そ
のうち二・三割が知的障害者
であったとしたら、なんと
一万九千人を超える数字にな
ります。障害者施設に入所し
ている高齢知的障害者よりも
多いのです。介護保険施設の
うち一割が知的障害者であつ
ても八千人強になります。さ
らに、施設サービス以外の居
宅サービスを受けている知的
障害者もいるはずで、この
データからは、高齢知的障害
者の少なくとも過半数は介護

認知症と知的障害者について

当法人では利用者の高齢化
が進んでいます。それに伴い、
高齢化によって生じる代表的
な疾病といえる「認知症」に
かかる人も多くなってきました。
この傾向は、当法人のみ
ならず、全国の障害者支援施
設においてもみられる傾向で
あることは、ニュースレター
第27号で紹介した調査の結
果のとおりです。
しかし、この「知的障害者



（研究部長 志賀 利二）

保険サービスを受けているこ
とになります。先の障害福祉
サービス利用の推計と明らか
に矛盾する数字です。

これほどまでに、入所施設
以外で生活する高齢知的障害
者の実態は分かっていないの
です。マクロ的な調査と同時
に、一人一人の高齢知的障害
者が安心して、そして生きが
いがある生活をどのように

支えていけ
るか丁寧
に調べてい
く必要があ
ります。

の認知症」の日本の研究に目
を向けてみると、以前から知
的障害者の高齢化に着目した
研究はなされていたものの、
認知症に特化した研究はあま
りなされていません。その理
由は明らかではありません
が、考えられることは、近年
の知的障害者の平均寿命が延
びたことで認知症にかかるリ
スクが大きくなった、あるい
はそもそも知的障害者が認知

症にかかる、という概念があ
まりなかった中で、海外で盛
んに知的障害者の認知症研究
がなされていることが知られ
るようになった、といったこ
とが考えられます。

ともあれ、知的障害者はい
わゆる健常者と同様に認知症
にかかる事実は、当法人の利
用者の事例からも明白です。
したがって、その発見や支援
方法についての知識や技術
は、現在認知症にかかってい
る人のためにも、これからか
かる可能性がある人たちのた
めにも、積み上げていかなか
くはなりません。

このような状況にかんが
み、研究部では平成二十一年
度より知的障害者の認知症に
ついて、当法人利用者の認知
症罹患の状況の調査および認
知症に関する研究を開始しまし
た。研究の内容は、大別する
と、①「認知症の利用者に対
する支援方法の在り方」、②
「知的障害者用認知症判別尺
度の開発」、③英国心理学協
会編集の「認知症と知的障害
者」の翻訳作業、の三点です。
以下に現段階までに得られた
調査・研究の結果をご報告し
ます。
まず、当法人の認知症の罹



のぞみの園から見える風景「赤城山」

図1 認知症罹患当時の年齢分布 (N=18)

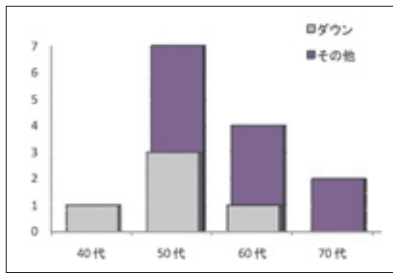
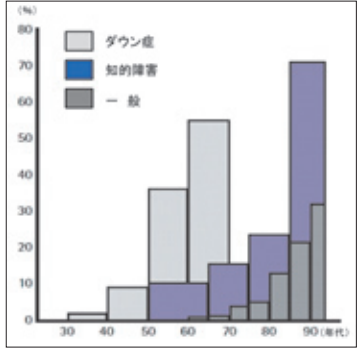


図2 3群の認知症発症年代の比較



患の状況調査の結果についてみると、平成二十三年七月時点で、施設入所支援事業契約者(三百二十九人・八月一日現在)のうち認知症と診断されているのは十八人で、全体の五・五割です(図1参照)。この他、医師の見立てにより認知症の疑いのある者八人、支援員より認知的な傾向があると言われていた者十九人おり、これらすべてを合計すると四十五人で全体の一三・七割であることが明らかになりました。続いて、それぞれの研究からこれまでに得られた知見をご紹介します。

①の研究では、認知症に罹患した利用者のこれまでの支援記録を整理し、認知症罹患前後に直接支援を行っていた職員のヒアリングを行うことで、状態の変化に対して「新しい支援方法をどのように検討し実施してきたか」を検証する作業を開始しました。平成二十二年度においては、二人の認知症に罹患した利用者を対象に、認知症罹患前後の変化が顕著な行動を取り上げ、その前後の詳細な記録をまとめ、どのようにして新しい支援方法にたどり着いたかを「振り返りながら」整理しました。なお、この研究は生活支援部の支援員を中心に構成された認知症ケア研究チームによって進めています。

続いて②の研究では、英国で開発された、知的障害者用認知症判別尺度の日本語版を作成し、実用化を目指しています。そもそも知的障害者用の尺度を開発する意義は、知的障害者の認知症は一般の人よりも発症が早い傾向にあるにもかかわらず(図2参照)、その発見が本来の障害特性か

らも発見が困難である、とされています。しかし、早期発見、早期対応はその人の生活の質を担保・向上するためにも必要不可欠であることから、これまで海外においては知的障害者用の認知症判別尺度は数多く開発、改良されてきました。しかし、日本には未だ実用化に至る尺度は残念ながら開発されていません。そこで当法人で開発を試みることとなりました。

この尺度は、調査の対象となる知的障害者を家族やその人をよく知る支援者等が、「記憶力の低下」「混乱」「生活力の低下」「社会性の低下」「行動の変化」「精神症状」「身体症状」「睡眠障害」「言語の異常」に関する五十三の質問項目に回答することで判断するものです。全項目に回答するのに二十分程度と比較的短時間で済むこと、また本人が回答しなくてよいことから調査対象者に負担をかけないこと、また他の知的障害者用認知症判別尺度と比較すると検出率がよい、という点で優れています。現在順調に研究が進んでおり、平成二十四年度の実用化を目指しております。

最後は③の研究についてです。こちらは研究というよりも、イギリスでの研究成果の冊子(ガイドブック)を翻訳し、そこから何かしら知見を得て支援に生かすことを趣旨としたものです。このガイドブックは、英国で二〇〇九年に発刊された、A4版八十四ページと比較的短い出版物ですが、知的障害者の認知症について包括的にまとめられた貴重な資料といえます。

これまでの翻訳作業の中からさまざまな示唆がありましたが、一部を抜粋し以下に紹介します。

- 一般の高齢者と比較して知的障害者の認知症罹患年齢は早い傾向があり、特にダウン症については三十歳代より注意すべきである
- 一般的にダウン症の人のスキル低下にかかる鑑別診断は、うつ病、感覚障害(聴覚や視覚)、甲状腺機能低下症、認知症である
- ダウン症ではない認知症が進行している知的障害者は、一般人口における認知症の病理類型と同範囲にあるだろう

支援者は、知的障害で認知症の人に対する支援においては、ストレスを少なくすることに留意し一貫したケアを心掛ける必要がある

- 知的障害で認知症の人には、可能な限りなじみのある環境にとどめるべきである

紙数の都合上一部しかご紹介することができませんが、先にも述べたとおり知的障害者の認知症について、理念から具体的な支援方法まで紹介されていますので、今後の支援にたいへん参考になると思われます。こちらは、平成二十四年度中に翻訳作業を終えることを目標としています。

以上、知的障害者の認知症について、当法人の利用者の状況、またそれについての研究の内容と進捗状況についてご報告してきました。これら調査・研究はまだその途にいたばかりであり、研究の成果は、現段階では支援の実践に生かせるまでには達していません。できる限り早く実践に活用できる成果を上げていきたいと思っておりますので、引き続き調査・研究へのご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、『さぼーと研究のまとめ』が『さぼーと二〇一一年九月号』に掲載さ

れたこと、また②の研究の経過をまとめたものが、平成二十三年九月に開催された第十二回日本認知症ケア学会（於「パシフィコ横浜」）において、好評価を得て石崎賞を受賞し



石崎賞受賞研究チーム
後列左から、志賀研究部長、上原医師、村岡研究係員
前列左から、井沢参与、木下研究係長、有賀診療所長

たことをご報告いたします。調査・研究にご協力くださいました皆さまに、この場を借りてお礼を申し上げます。
【※「石崎賞」とは、認知症

ケア学会において、研究の獨創性、有用性、発展性の三つの項目を採点し、上位約二十の研究に授与されるものです。今回は、約四百五十エントリーされていた研究からの受賞でした。】

（研究部研究課研究係長
木下 大生）

第2回「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」経過報告

先の「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」（以下「合理化委員会」）報告書の「国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、独立行政法人直営によるサービス提供形態にとどまらず、特別養護老人ホームや社会福祉施設等を有する法人の運営手法を広く活用していくべきである。なお、その際は、入所者および家族の意向に十分に配慮すべきである」

との提言内容を受けスタートした「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」（以下「検討委員会」）は、第一回目を七月二十五日に開催し、のぞみの園からは事業運営概況や「検討委員会」設置の理由および経緯の説明を行い、委員からは地域移行に関することや支援内容等についての意見等がありました。
九月二十六日に開催した第二回目の「検討委員会」で

は、高齢知的障害者支援に先駆的に取り組んでいる施設として、神奈川県社会福祉法人「聖音会」がみ野ホームから佐竹昇平様、社会福祉法人「かながわ共同会・厚木精華園」から佐々木透様のお二人にご出席いただき、それぞれの施設紹介や高齢者支援の取り組み、それに伴う課題等の貴重なご報告を受けた後、生活の質を高めるためにどのような工夫をしているか、障害者の入所施設から高齢者の入所施設への移行についての問題点、医療的ケアが必要になった時の医療支援やリスクマネジメントの必要性、職員における資質の向上策などの質疑がありました。

その後、委員会メンバーによる意見交換が行われ、特に、生活の質を高めるための工夫については、①高齢期になつてからではなく、若い時期から豊かな経験をしていくというようなことをどのように実現していくかという視点が重要。高齢者の生活の質を考えると、若い時期の生活の質を考えるとセツト。②高齢知的障害者にとって一番大事なのは、老後を安心して安定した残りの人生

を良く理解者や仲間とどれだけ長く過ごせるかだと思ふ。③自分が関わらないといけないといった役割を担っている状況は生活の質として大切。④機能訓練のことをきちんと行っておくべき。など多くのご意見をいただきました。また、看取りの関係についても①特養や公民館などで葬儀を行って地域や皆で見送るという所に戻していかないといいけない。施設への入居が長くなると地域との関係が切れている。②特養の場合は入所時に亡くなった場合のお引き取りについて契約上同意されている。老健も施設内では行わない。③ケアホームの場合は、長期間一緒に暮らしてきたということ、地域の人のつきあいが長いので多くの知り合いがお焼香に来る。家族も自分より恵まれていると喜んでいふ。また、葬儀にできるだけ多くの人が参列できるように状況にしてあげることが、生活の質を上げることにつながる。ご意見もいただきました。

その他に、①人間は最期までコミュニケーションが必要。コミュニケーション手段を持っている人が支援に当たらないと辛い状況ができる。②職員の力量や思いはとても大事。職員の注意を惹く行動をしなくても「私は関わります」という支援が必要。③支援者に想像力という経験が求められている。そのうえに立って障害者の社会的経験を考えなければいけない。等の支援者側へのご意見もいただきました。

これからの「検討委員会」においては、第一回・第二回の意見等の内容を整理したうえで、引き続き議論を深めていくことはもとより、次回開催においては、「合理化委員会」での提言内容に書かれている「入所者および家族の意向に十分に配慮すべきである」ことを踏まえて、のぞみの園保護者会から代表者をお招きし、保護者としての意向等をお話していただき、その内容も加えた議論を行い、高齢知的障害者への支援に関する方向性を見出していくこととしていきます。



（事業企画部
事業企画・管理課課長補佐
中島 建治）

のぞみの園における高齢知的障害者への取り組み(実践報告)

当法人では、利用者へのサービスの向上や効率的な運営を図るため、平成十七年十月の第一次寮再編以降、これまでに四度の寮の再編を行ってきました。その中で、大きな課題の一つとして取り組んできたものが、入所利用者の高齢化への対応でした。

高齢者支援グループでの支援経過

寮の再編にあたっては、利用者個々の障害特性やさまざまなニーズに応じたグループ分け(医療的配慮グループ、高齢者支援グループ、特別支援グループ等)を行って参りました。特に高齢化に伴う心身の機能低下が顕著となってきた利用者に対して、健康で潤いのある穏やかな暮らしを提供するためには、生活全般にわたって、よりきめ細かな支援が求められます。その表出した課題を解決するため、平成十七年十月実施の第一次寮再編時に、「概ね六十五歳以上で加齢に伴う機能低下や高齢者特有の疾患を有しているが、特別な医療行為等を必要としない利用者」という

基準を設け、高齢者支援に特化した男女混合寮の「もくれん寮」を開設しました。

男女混合寮としてスタート

した「もくれん寮」では、当初より、「健康の保持増進およびリスク管理」および「利用者主体の個別支援計画の実践」を最重要支援課題に設定し、利用者一人一人の身体状況の把握とともに、日常的に医療との連携を図り、病気やけがの予防に努め、健康で穏やかな暮らしを送ることができるよう利用者支援に取り組んできました。

もくれん寮開設から四年あまりを経た、平成二十一年十二月の第三次寮再編時には、もくれん寮でかねてより課題となっていた、重介護化が顕著となった利用者への支援、通院等の移動に不便な立地環境の改善等に加えて、支援内容を精査、検討した結果、男女混合寮の「もくれん寮」

高齢者支援・職員研修会の様子



の移転と高齢者支援の見直しと拡充を図ることとし、男性寮「もくれん寮」と女性寮「なでしこ寮」の二カ寮の新たな支援体制の下で高齢知的障害者への自立支援に取り組んでおります。

基本的な支援方針は、旧もくれん寮での支援方針と手法を踏襲するかたちとなりましたが、外部から高齢者支援の広い知見と経験を有する専門家をアドバイザーとして招聘し、指導・助言を受けながら、利用者一人一人の生活リズムを尊重した、より個別的な支援を行うことができるよう、日々支援業務に努めています。

また、本年度については、地域に根ざした高齢者支援を実践している事業所の見学や実務研修等を積極的に行い、その成果については、研修報告会等を通じて職員間で共有し、利用者支援に反映させることで、のぞみの園における高齢者支援のさらなる充実を図っています。

日中活動について

日々の活動については、健康保持に留意し、それぞれの好みや楽しみを基本とした無理のない活動内容としており、活動支援課での作業に加えて、歩行、外気浴、リラクゼーション等、個人の特性や能力に応じたメニューを提供しています。また、毎週水曜日は、もくれん寮、なでしこ寮の合同日中活動の日として、隔週でそれぞれの寮を訪れ、カラオケや足浴アロマセラピー、ゲーム、紙芝居等、男女の交流の場を設けています。さらに、利用者の要望により、お花や音楽などのクラブ活動や地域のボランティアとの交流などを通して、対人関係や楽しみの拡大につながる情報を提供するとともに、付添い支援をしています。

新たに介護浴室棟を設置

現在、もくれん寮となでしこ寮の間に両寮を連結する形で新たに介護浴室棟の増築工事を行っています。機械式の介護浴槽が設置されるため、介護度が高くなり一般浴槽で安全に入浴することが困難な状態になってきている利用者にとって、安心して湯船に付くことができる快適な入浴環境が整うこととなります。また、新たに介護浴室棟が完成することにより、浴室を挟んで二つの寮が連棟となるため、高齢者支援グループとしての一体感がこれまで以上に高まり、統合寮として職員間の連携も取りやすくなります。

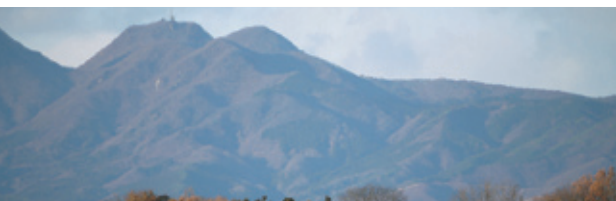


(生活支援部特別支援課

もくれん・なでしこ寮長

小島 秀樹)

今後は、支援業務の改善等に更に積極的に取り組み、利用者が健康で楽しい生活を送ることができるよう、質の高いサービスの提供を目指して高齢者支援への取り組みを進めていきたいと思えます。



のぞみの園から見える風景「榛名山」

災害時における知的・発達障害者の支援について



当法人では毎年「福祉セミナー」を開催し、知的障害や発達障害を取り巻く現状について、さまざまなテーマを取り上げております。

今年のテーマは「災害時における支援」を取り上げることと致しました。平成二十三年三月十一日に未曾有の巨大地震（東日本大震災）により、甚大な被害が発生いたしました。被災者は今でもなお、苦しい生活を強いられている現状であります。障害をもつ人々の被災生活は過酷さを増す一方であり、特に、発達障害という見えにくいハンディキャップをもつ人々にとつては、一瞬にして起こった変化

今年によって多大なる不安を抱えることになり、孤立無援を強く感じているのではないかと思います。

自然災害という心的外傷体験が、発達障害をもつ人々にとつてどのような影響を及ぼすのか、そして、短・長期的にどのような支援が必要であるのかを、皆さんとともに考える機会とし、さまざまな企画をさせていただきました。

まずは、基調講演として、

国内では発達障害児者支援の第一人者である、北海道大学教授の田中康雄先生をお招きしました。今回の講演の内容は、特に子どもたちが受けるトラウマについて概説され、さらには震災後の子どもたちの様子を、現場視察からの観点でお話いただき、まとめとして中長期的フォローの必要性、重要性を説いておられました。子どもたちは、何かにかしらのサインを発していること、指しやぶり、添い寝の要求、赤ちゃん言葉等：そのサインは「問題行動」と捉えられてしまうことがあるが、実はつらく寂しく、心細い心情に気づいてもらうための「サイン」である、という視点は、臨床現場でも非常に大切なものです。子どもが示す言動をどのように評価するか、視点の違いでその後の対応が一八〇度変わってきてしまうこともあるのです。特に、トラウマを受けた後の反応は、非常に多彩で目まぐるしく変化します。この変化を「SOS」と捉えていくこと、孤立無援感の表出であることに気づくことが、特に子どもを支えることにおいて重要な



視点ではないかと改めて気付かされました。

子どもが受けるトラウマは、虐待、いじめ、病气、犯罪被害など多岐にわたりますが、今回は特に災害トラウマについて、その情緒的反応と、反応が現れてからの初期対応について概説されました。対応について特に印象深かったのは、「親の不安と子どもの不安には正の相関がある」という内容で、まずは親を先に元気づけることが大切であると述べられていました。「親の辛抱強さが最後に勝つ」とさらに述べられ、臨床経験上非常にうなずける、まさに現場よりの視点からのお話として有意義な講演内容であったと思います。

最後に、被災体験を救うのは「優れた指導者と持続した

安定・安心を提供」という内容でした。まさに、子どもにとって必要なのは安全安心の保障であり、それを確保するための指導者の存在、そして、どこに導いてあげるかを明確に示せるリーダーシップが必要であることを、改めて理解するとともに、自らも実践していかねばと心に刻みこみました。

次に、「災害時における多職種連携の実際」という内容で、長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター所長の大塚俊弘先生に講演いただきました。支援者がとるべき基本的姿勢のお話では、「適切な情報の提供」が肝要であることを指摘されておりました。

災害時は特に、さまざまな情報が錯綜し、被災者の不安は高まるばかりです。そのような状況では、いかに正しく有用な情報を適切に提供できるかどうかで、その後の支援に大きく関わってきます。また、被災地の地位を尊重することなく、ローカルルールを尊重した、あくまでも「脇役として」お手伝いするという姿勢が、被災地での専門家に求められる資質であるということでした。確かに、ボランティア

ア活動などでも、誰が主役なのか不明瞭になり、いわゆる「お節介」になり被災者の心情を逆なでしてしまふことも、時に耳にします。いったい何のために、誰のために被災地に向いているのか、省察する必要があるという啓発的な内容でもあり、決して専門家だけではなく誰もが心得ていなければならぬことであると感じました。

用が大きく働くことも、臨現場より実感しておりますが、具体的な援助法の実際を、大塚先生ご自身の経験をもとに述べられておりました。実践からの内容は非常に説得力のあるものであり、聴衆者もうなずきながら大塚先生の講演に耳を傾けていたのが印象的でした。

そして、トラウマ体験についての心理教育、認知再構成についての話ですが、自らに何が起こっているのかを理解することは、回復において大切なことです。本来人々がもつ回復し適応できるようになる力（レジリエンス）をエンパワーすること、それは理解と共有であると考えます。そのためには、集団の相互援助作



を及ぼしてしまいます。実際に友愛会の利用者の診察を行っていると、食生活や睡眠リズムの乱れ、過敏性の亢進、こだわりの増強など…さまざま側面で「サイン」を認めることがあります。やはり中長期的な視点で支援の方策を考えていかねばならず、特に、「見通しを持つ」支援の重要性を、この災害支援から学ぶべきだろうと思いました。

そして、実際に被災した施設より、震災時の様子やその後の動向について、当法人で避難受け入れをさせていたらくことになった、社会福祉法人友愛会事務局長の寺島利文様より、貴重なお話を頂くことができました。福島県の双葉郡にある知的障害者施設「光洋愛成園」は、震災後、福島第一原発の事故により直ちに避難することを余儀なくされました。もちろん、すぐに受け入れてくれる避難場所も見つからない状況を当時の写真とともに切々と語られておりました。想像もつかない状況の中、入所中の利用者は、利用者なりに尋常ではない状況を察することができたのか、ようやく見つけた避難所では静かに生活していたとのことでした。放射線物質による汚染が心配で屋外に

出ることでもできず、洗濯もままならない状況の中、相当なストレスを利用者もスタッフも強く感じていたことだろうと、寺島様の報告を受けて心に響いてくるものがありました。実際に被災した利用者や、スタッフに診療場面で接すると、当初は皆さん気丈に振る舞っているように思いましたが、徐々に、利用者からは「福島へ帰りたい」など涙を流される場面もありました。そんな涙を目の当たりにすると、何ともやるせない気持ち募ってくるばかりで、言葉すらかけられないものだと感じているところでした。そして、福島にはいつ戻れるのだろうか、という見通しのもてなさが、何より生活上不安にさせる大きな要因であり、その不安は心身ともに何らかの影響



シンポジウムの様子

最後に、シンポジウムとして「災害時に何ができるのか、何が必要なのか」をテーマに議論を行いました。シンポジストは大塚先生、高崎市こども発達支援センター所長の砂皿美樹枝様、日本発達障害ネットワーク副理事長の氏田照子様、当法人より勅使河原伸悦主任生活支援員（福島県

田村市に避難していた被災施設への派遣者）の四人で、各シンポジストから被災に関わる実践報告を頂き、聴衆者との質疑応答という流れで進行しました。メディアの影響、防災対策、避難準備計画の必要性など、多岐にわたる質問が聴衆者より頂くことができました。筆者はコーディネーターとして、「特に発達障害をもつ人々は、日々被災しているような感覚をもって生活している。我々は、生活を支援する、ということ忘れてはならない」とまとめさせていただきました。

これからも続く復興支援、その中で我々国民がなすべき事とは何か？ それを発達障害をもつ人々の支援から学ぶことができる、貴重なセミナーであったと思います。最後に、今回のセミナーの講演やシンポジウムを快くお引き受けくださった各先生方や、運営に協力いただいた当法人スタッフに、心より感謝します。



（診療所長 有賀 道生）

東日本大震災における「のぞみの園」の取り組み

のぞみの園では、東日本大震災の発生により被災された施設（社会福祉法人友愛会の利用者や職員とその家族を平成二十三年四月十五日に受け入れました。この受け入れは、東日本大震災から九カ月が過ぎた現在（十二月二十五日時点）も継続して行っております。また、被災施設への職員のボランティア派遣や支援物資の提供を行いました。その取り組み状況を、前回（ニュースレター第30号）に引き続き報告させていただきます。

被災地等への支援活動 「ボランティア派遣」

のぞみの園では、東日本大震災の発生以降、厚生労働省の要請により三月二十四日から十一月二十二日まで、被災

施設への職員のボランティア派遣を行いました。

被災施設への職員のボランティア派遣は、生活支援員、看護師、理学療法士等の専門職の職員を二人一組とし、避難先の福島県田村市（三月

二十四日～四月六日）や千葉県鴨川市（五月十日～十一月二十二日）に派遣しました。避難先では主に、知的障害者（児）の生活介護や機能訓練、通院の付き添い等の支援活動を行いました。

また、派遣された職員ものぞみの園の職員としての責務を十分理解し、自ら希望し派遣先へ出向いてくれました。この派遣された職員が、ボランティアに行っただけのことや学んだことなどを、前回（ニュースレター第30号）に引き続き報告させていただきます。

のぞみの園としては、今後も国立施設として被災地等への支援活動に積極的に取り組んでまいります。

なお、十二月二十五日現在において、第一班から第十六班までボランティアとして職員を避難先へ派遣しています。が、今回（ニュースレター第31号）の報告は、第七班から第十二班までの分とさせていただきます。



（総務部総務課総務係長

富田 健之

のぞみの園支援活動等

日付	主な内容	
H23. 3.11	地震発生（14時46分）	
3.15	・厚生労働省より被災者（施設）の受入要請	
3.17	・厚生労働省より、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣要請	
3.18	・被災地ボランティア登録（職員31名）	
3.22	・被災地ボランティア派遣決定	
3.24	・福島県田村市（被災施設）へ職員派遣	第1班2名（3/24～4/1）
3.25	・厚生労働省より社会福祉法人友愛会の利用者の受入要請	
3.26	・福島県より社会福祉法人友愛会の利用者の受入要請	
3.27	・社会福祉法人友愛会の事務局3人の方がのぞみの園を見学（受入決定）	
4. 1	・福島県田村市（被災施設）へ職員派遣	第2班2名（4/1～4/6）
4.15	・社会福祉法人友愛会を受入【利用者67名・職員等46名】	
5.10	・千葉県鴨川市（被災施設）へ職員派遣	第3班2名（5/10～5/21）
5.21	・ " "	第4班2名（5/21～6/1）
6. 1	・被災施設へ支援物資の提供	
6. 1	・千葉県鴨川市（被災施設）へ職員派遣	第5班2名（6/1～6/12）
6.12	・ " "	第6班2名（6/12～6/19）
6.19	・ " "	第7班2名（6/19～6/30）
8. 1	・ " "	第8班2名（8/1～8/7）
8. 7	・ " "	第9班2名（8/7～8/14）
8.14	・ " "	第10班2名（8/14～20）
9. 1	・ " "	第11班2名（9/1～9/8）
9. 8	・ " "	第12班2名（9/8～9/15）
9.15	・ " "	第13班2名（9/15～9/22）
9.22	・ " "	第14班2名（9/22～9/30）
11. 7	・ " "	第15班2名（11/7～11/14）
11.14	・ " "	第16班2名（11/14～11/22）
12.25		

継
続
中

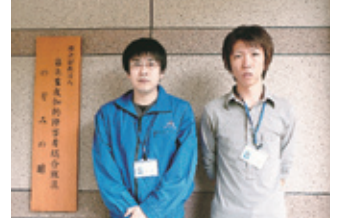
※この表は、12月25日までの対応状況であり、その後も東日本大震災に関する支援活動等について継続して行っております。



のぞみの園から見える風景「妙義山」

被災地ボランティア
第7班

平成23年6月19日～6月30日
鴨川市



生活支援部 自立支援課
もみじ 生活支援員 水沼 洋介
生活支援部 特別支援課
ひなげし 生活支援員 飯島 隆文

「鴨川青年の家」での生活が二カ月以上経過し、避難所生活という光景は変わりませんが、私たちが想像していたよりも利用者は落ち着きがあるように感じられました。鴨川での生活マニュアルも作成されて、落ち着いた生活を送ることから利用者の自立を支援していく方向に変化させないといけない時期になっていて、ボランティア活動自体も縮小させるという難しい時期でした。

活動当初は何かしなければという思いで気持ちが先走り、日中活動である海辺の散歩や体育館でのスポーツを通じて、利用者が必要以上に関わりを求めようとしていたと思います。しかし、こちらからの問いかけに、それぞれの利用者が誰かと話したいという強い気持ちで質問をしたこ

と以上のことを語ってくれるようになりまし。次第に、室内に籠こもっていた利用者も一緒にスポーツをするようになり、話をするのがこれ程までに求められているのだと痛感し、利用者の話を聞き、受け止めることの大切さを知りました。

ボランティアとは、本来、自主・自立ということ、自分で判断し、自分で責任を持つことだそうです。この震災を契機に、いろいろな人たちと出会い、話し合い、考え、活動したことで、連帯意識の高まりと一人一人の力は小さくとも協力し合えば、その力は大きなものになるのだと学ぶことができました。

現地の職員から、地震が発生した際に被害を最小限に抑えるためには、職員一人一人が慌てずに適切な行動をとる

ことが極めて重要であるとの話しを伺いました。いざという時に落ち着いて行動できるように、避難訓練等を通して、日頃から災害時の正しい心構えを身につけておく必要があります。当法人が災害に見舞われた場合にも被害を最小限に抑えられるよう、この経験を生かして、災害時の利用者支援に努めていきたいと思

ます。
ボランティア活動終了時、

被災地ボランティア
第8班

平成23年8月1日～8月7日
鴨川市



生活支援部 特別支援課
あかしあ 生活支援員 中里 ゆかり
生活支援部 特別支援課
こすもす 生活支援員 佐藤 愛美

ボランティアに参加するにあたり、先発班からある程度の現地の情報を得ていきました。が、実際に見た鴨川の避難所の実状は、想像を超えており、先の見えない生活に不安を抱え、困惑する利用者や職員の姿が極めて印象的でした。

現場では、連日の猛暑の中、決して広いとは言えない空間に大人数で生活をしなければならぬことが利用者の精神的ストレスとなり、些細な事でトラブルとなる場面も見られました。反面、職員の方は自分も被災者でありながら、度重なる避難所移動と利用者の支援に追われ、心身の疲労を抱えているが、施設全体で同じ所に一緒に避難したい」と言う強い思いを持つ

被災した施設の職員より「こちらで見たことや感じたことを、できるだけ多くの人に伝えてほしい」と託されました。今後は伝え続けることが、被災された方々を支援することに繋がるのではないかと思

て支援に当たっていました。現地での活動に参加するに際しては、何か自分たちでできる事をしようと思いましたが、自分の立場に置き換えると大きな不安と危機感を持ちました。

この経験から災害時における障害者への対応について、具体的に考えてみました。一番の取り組みは、利用者や支援者のストレスへの対応です。今回私たちは、お菓子作りを計画したいへん喜ばれました。ささやかな事でも気分転換は普段以上に必要です。二番目には生活環境への配慮です。今後、仮に大きな震災が発生した場合、避難所として利用する建物は、建物本来の使用目的の他に、避難所としての機能を併せ持った公

かさは心の豊かさや幸せではない」ことにあらためて気付かされました。これは震災で物資が不足していたからこそ感じる事ができた事かもしれません。

今後は、「人間の幸せとは何か」を考え、利用者の幸せを実現するべくソフト面でのさらなる充実を考える必要があると感じました。

被災地ボランティア 第11班

平成23年9月1日～9月8日
鴨川市



事業企画部事業企画・管理課
年金管理係長

富田 千賀

生活支援部特別支援課
こすもす寮生活支援員

北村 優子

以前から被災された方々に対して、何か力になりたいとの思いからボランティア活動に参加しました。震災から半年近くを経過していることもあり、利用者の皆さんが避難生活に慣れ、落ち着いて過ごしているというのが初日の印象でした。

避難所では、派遣職員に対し業務の負担軽減や業務内容等の明確化が図られています。活動時間は一日八時間、早番（六時半～十五時半）と遅番（九時半～十八時半）に分かれ、利用者支援の他には洗濯・掃除などの日常的業務を行いました。配属施設の利

用者の特性・個別対応の必要性等の情報提供がされ、利用者の状況把握を戸惑わず行うことができました。配属施設では、職員不足の中で同性介助が徹底されており、日中活動においては、避難生活のストレスによる行動に配慮し、安全を第一に優先しているため利用者の行動には十分注意が払われています。その中でも、限られた共有スペースの使用を他施設と調整を図り、毎日利用者の希望に沿えるよう工夫し提供していました。落ち着いている中で、時折起こる地震に、表情が曇る利用者の方を見るの

は辛く悲しい思いでした。私たちは、少しでもストレス軽減や情緒安定に繋げることを念頭に置き、利用者の皆さんが笑顔で過ごせるような支援を心掛け、目線を同じにしていつも一緒にいることを大事にしました。

物、住環境が変化する中で支援を充実させるには、私たち支援員の力量が問われるということですね。日頃から勉強し知識を高めることの必要性を強く実感したと同時に重度の障害を持つ方の避難場所についても、普段から調査等しておくことが重要だと思いました。

被災地ボランティア 第12班

平成23年9月8日～9月15日
鴨川市



生活支援部自立支援課
もみじ寮生活支援員

小俣 祐紀

地域支援部社会生活支援課
社会生活支援係員

飯塚 浩司

東日本大震災から約半年が経過した頃に避難所へのボランティアに参加しました。主な支援活動は、知的障害を持つ方に対しての洗面、入浴介助の生活支援や機能回復訓練の補助、洗濯物の畳みや室内掃除等、さらには余暇時間を活用してのトランプや将棋、ボール遊び等多岐にわたるものでした。屋外での活動は少なく、日中、外へ散歩に出ることはほとんどありませんでした。

慣れない場所での室内生活が多いことや、またいつ福島県へ帰ることができるとか分からないという不安を抱えて過ごしているためか利用者の方はもちろん、職員の方も精神的疲労が募っているように感じました。ボランティア活動をするにあたっては、皆さんが少しでも安心して生活できるように「支援の継続」と「笑顔の輪を広げる」ことに重点を置きました。そこで、当法人から

派遣されている前班からの支援内容の引継ぎや他施設から参加していたボランティアとの情報交換や意思疎通を密に行いました。また、みんなでトランプ遊びに興じる等、楽しい場面も設定するように心がけました。このことにより、今までの支援が継続され、利用者の方には安心と笑顔のある和やかな時間を提供できたように思いました。

今回のボランティア活動を通して最も強く考えさせられた事は、「もし当法人が震災等で避難生活を送ることになったら」ということです。避難場所一つとっても当法人の場合、一つの場所へ集団で避難することは困難だと思われれます。いざというときに受け入れてもらえるように日頃からネットワークシステム作りが重要だと感じました。また職員についても、安心して利用者支援に取り組めるように精神面でのケアが重要だと思いました。

今回の経験から、利用者が笑顔で生活できるようにするためには、職員の心のゆとりが必要であることを再認識しました。



福祉セミナー

2012

開催

例年開催している「国立のぞみの園福祉セミナー」を今年も開催することとなりました。今年の題目は「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて Part 4 今こそ福祉サービスが求められていること」です。

この数年で司法と福祉の連携・協働の体制の構築が着々と進んでいます。たとえば法務省においては、矯正施設等退所者の地域での自立を促進するために、平成二十一年度より刑務所や保護観察所等に福祉専門職を配置してあります。一方、厚生労働省は、福祉サービスが必要な人が矯正施設を退所後、円滑に福祉サービスに繋がるよう、その役割を担う地域生活定着支援センターを全国各都道府県に最低一つ設置しました。

いことからの生活苦や住居がないこと、あるいは社会との接点がないことからの孤独感等の理由から、再犯に至り再び矯正施設へ入所する、という悪循環を断ち切り地域生活の自立を目指すものです。

しかし、福祉サービスの提供や受け入れ先となる福祉施設、グループホームやケアホームにおいて、矯正施設を退所した知的障害者を受け入れる不安や支援の方法等を見出すことが困難なため、受け入れがなかなか進まない現状があります。

当法人では平成二十一年度より、矯正施設退所後に福祉の支援が必要な知的障害者に対する具体的な支援方法の確立を目指し、研究と実践の両面から取り組んできました。その成果として、平成二十一年度には施設での支援プログラムや地域生活での自立を支えるための支援プログラムを、平成二十二年度においては、施設での受け入れ、地域生活



支援を行う指導的立場にある職員の研修プログラムを開発し、テキストも作成しました。このような三カ年度の研究等の成果を基に「福祉セミナー」をこれまで三回開催してきました。福祉セミナーは、福祉の支援を必要としている矯正施設を退所した知的障害者の地域生活の自立に向けて全国の法

務・福祉関係者が一堂に会し、現状の課題について連携・協力を深めていくとともに、全国の関係施設等に情報発信をしていくことを目的として開催してきました。今回は、国の政策が施行されて三年目を迎え、その中で見えてきた課題、特に法務サイドから見た福祉への期待と福祉施設入所後の地域生活の自立に向けた取り組みについて議論を深めます。ご関心のある方々の参加をお待ちしております。

(研究部研究課研究係長 木下 大生)

『福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に向けて』発刊

- なぜ罪を犯した人を支援する必要があるのか
- どのような体制で支援をしていくのか
- 知的障害者の障害特性と犯罪に至る背景要因とは
- 地域移行へ向けた支援の計画作成と支援技術とは



価格1,000円 (消費税・送料込)

当テキストは、このような疑問に答え、矯正施設を退所した福祉の支援を必要とする知的障害者等の支援の方法を提案し、それにより支援の質の向上を目指すことを目的として、われわれの実践を基に作成しました。

このテキストが、実際に支援に携わっている方々、またこれから矯正施設を退所した人の支援を行おうとしている方々のお力になることを願っています。

目次

- 第1部 事業の意義
 - I. 事業の意義
 - II. 支援体制の構築
- 第2部 犯罪との関わり
 - I. 知的障害者の特性
 - II. 犯罪に至る要因
- 第3部 地域生活を目指した個別支援計画の作成と具体的支援技術
 - I. 個別支援計画の立案
 - II. 具体的支援技術
- 第4部 これだけは知っておきたい制度
 - I. 刑事司法手続き
 - II. 更生保護の制度
 - III. 刑事政策と福祉の連携による矯正施設を退所した知的障害者への支援

お問い合わせ／お申し込み 研究部研究課研究係
TEL.027-320-1445 FAX.027-320-1391

編集事務局からお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転等により、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局あてにご連絡をいただけますと幸いです。

また、平成24年4月より「ニュースレター」のメール配信を行う予定です。ご希望の方は、info_center@nozomi.go.jpまで、配信先のアドレスをご連絡ください。PDFファイルのダウンロードアドレスをお知らせするように致します。なお、メール配信をご希望された場合は、今までの郵送での配付はいたしませんのでご承知置き下さい。

お忙しい中、お手数をおかけして大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。「ニュースレター」のバックナンバーは、ホームページhttp://www.nozomi.go.jpでご覧いただけます。ご関心を持たれた方はぜひご覧ください。



【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ http://www.nozomi.go.jp Eメール webmaster@nozomi.go.jp

【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1613 (総務部) FAX 027-327-7628 (直通) Eメール info_center@nozomi.go.jp



本紙は、「水なし印刷」「大豆油インキ」「古紙配合率70%再生紙」を使用しています。